

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

栃木県壬生町長

## 公表日

令和7年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対策低所得世帯支援補助金の支給事務【令和5年12月20日終了】 (2)物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金の支給事務【令和6年6月20日終了】 (3)物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務【令和6年8月30日終了】 (4)物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務【令和6年11月29日終了】 (5)物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 (6)物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務 (7)物価高騰対策住民税非課税世帯こども加算給付金の支給事務
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
給付金対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号利用法第19条第8号 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示  【情報提供】 実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	物価高騰対策低所得世帯支援補助金、物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金、物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金、物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金及び物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務:住民福祉部健康福祉課 物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金及び物価高騰対策住民税非課税世帯こども加算給付金の支給事務:住民福祉部こども未来課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDと静脈認証により限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月29日	I-1-1-2事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 (1)物価高騰対策低所得世帯支援補助金の支給事務【令和5年12月20日終了】 (2)物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 (1)物価高騰対策低所得世帯支援補助金の支給事務【令和5年12月20日終了】 (2)物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金の支給事務 (3)物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務 (4)物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務	事後	
令和6年2月29日	I-5-1-1部署	住民福祉部健康福祉課	物価高騰対策低所得世帯支援補助金、物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金及び物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務:住民福祉部 健康福祉課 物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務:住民福祉部こども未来課	事後	
令和6年6月25日	I-1-1-2事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 (1)物価高騰対策低所得世帯支援補助金の支給事務【令和5年12月20日終了】 (2)物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金の支給事務 (3)物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務 (4)物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 (1)物価高騰対策低所得世帯支援補助金の支給事務【令和5年12月20日終了】 (2)物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金の支給事務【令和6年6月20日終了】 (3)物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務 (4)物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務 (5)物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金の支給事務	事後	
令和6年6月25日	I-5-1-1部署	物価高騰対策低所得世帯支援補助金、物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金及び物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務:住民福祉部 健康福祉課 物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務:住民福祉部こども未来課	物価高騰対策低所得世帯支援補助金、物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金、物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金、物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金の支給事務:住民福祉部健康福祉課 物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務:住民福祉部こども未来課	事後	
令和7年3月24日	I-1-1-2事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 (1)物価高騰対策低所得世帯支援補助金の支給事務【令和5年12月20日終了】 (2)物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金の支給事務【令和6年6月20日終了】 (3)物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務 (4)物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務 (5)物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 (1)物価高騰対策低所得世帯支援補助金の支給事務【令和5年12月20日終了】 (2)物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金の支給事務【令和6年6月20日終了】 (3)物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金の支給事務【令和6年8月30日終了】 (4)物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務【令和6年11月29日終了】 (5)物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 (6)物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務 (7)物価高騰対策住民税非課税世帯こども加算給付金の支給事務	事後	
令和7年3月24日	I-5-1-1部署	物価高騰対策低所得世帯支援補助金、物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金、物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金、物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金の支給事務:住民福祉部健康福祉課 物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金の支給事務:住民福祉部こども未来課	物価高騰対策低所得世帯支援補助金、物価高騰対策低所得世帯追加支援補助金、物価高騰対策住民税均等割のみ課税世帯支援給付金、物価高騰対策新たな低所得世帯等支援給付金及び物価高騰対策住民税非課税世帯支援給付金の支給事務:住民福祉部健康福祉課 物価高騰対策低所得世帯こども加算給付金及び物価高騰対策住民税非課税世帯こども加算給付金の支給事務:住民福祉部こども未来課	事後	
令和7年3月24日	II-1対象人数	令和5年12月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月24日	II-2取扱者数	令和5年12月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月24日	I-3個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	・番号利用法第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	
令和7年3月24日	I-4-1法令上の根拠	【情報照会】 ・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4  【情報提供】 実施しない	【情報照会】 ・番号利用法第19条第8号 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第162条の内閣府大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示  【情報提供】 実施しない	事後	